# 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出整備事業）【定住促進・交流対策型】活用のポイント

地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）は、農山漁村への定住や都市と農山漁村との交流の促進による地域の活性化のために必要な事業（ハード整備）に対して支援を行うものです。

本交付金の活用を検討する際には、以下のポイントを参考にしてください。

## ポイント1　対象施設について

●定住促進又は交流促進の目的に応じて、様々な施設整備が可能です。



ハウス



直売所・農家レストラン



地域特産品の加工体験施設



集出荷・貯蔵・加工施設



農作業の体験施設



廃校を利用した交流施設



高性能林業機械



指定棚田地域の保全整備




自然環境保全・活用施設

## ポイント2　申請書類・申請時期について

●交付金申請に必要な書類は①～④の４つです。
①活性化計画　②事業実施計画　③事前点検シート
④「みどりチェック」チェックシート

●新規の交付金申請は毎年２月頃に受付（１次公募）を行っています。
申請書類の作成には通常半年程度の時間を要しますので、余裕を持って作成に着手いただくことをおすすめしています。

## ポイント３　申請書類の作成について

●３つの申請書類は地方公共団体（都道府県、市町村）が計画主体となって作成していただく必要があります。
本交付金の活用を検討される方は、いつ、どこで、どんな施設を整備したいかの構想がおおよそ決まっていれば、まずは地方公共団体の担当部局にご相談ください。
例）「令和９年ごろに地域農産物の加工施設や集出荷施設を整備したいが、農山漁村振興交付金が活用できるか」など

●農林水産省では、計画している内容が交付金の対象となるのかの確認や、書類作成時の注意事項、近傍の事例紹介などの情報提供を行っていますので、地方公共団体の担当部局は、管轄地域の窓口（地方農政局等）に気兼ねなくご相談ください。

## ポイント４　「①活性化計画」作成について

●計画主体は、活性化計画において活性化させる範囲（活性化区域）を設定します。活性化区域の設定には、以下の条件があります。
①市街化区域以外であること、又は用途地域以外であること
②活性化区域に対する農林地の占める割合がおおむね80％以上の地域（又は漁港と一体的に発展した地域）であること
③活性化区域の全就業者数に対する農林漁業従事者数の割合がおおむね５％以上の地域であること　※②、③はいずれかを満たしていれば可

●計画期間は事業実施期間を含む３～５年で設定します。

## ポイント５　「②事業実施計画」作成について

●活性化計画に基づく事業（交付金事業）を実施するための「事業実施計画」を作成し、定量的な事業目標を設定していただきます。
例）「地域産物の販売額〇千円増」、「雇用者数〇人増」など

●事業実施期間は活性化計画の期間内で原則３年以内です。
※社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生した場合等に限り、事業実施期間を最長で５年間に変更することは可能です。

●交付対象事業の受益者数は、１箇所又は１施設において、農林漁業者が３名以上となる必要があります。

●事業完了後、事業目標が達成できたか事後評価を行っていただきます。
※目標を達成できなかった場合には、計画主体は改善計画を作成し、早期の目標達成を目指していただきます。

## 参考情報：交付金の制限事項

■交付率は基本的に１／２です。※事業メニューや対象施設等により異なります。
■１計画における交付上限額は４億円です。※予算の状況により変更する場合があります。
また、建築物であれば延べ床面積１㎡当たり29万円などの交付対象上限事業費を設定しています。
■ 計画主体が申請できる活性化計画は１計画です。

[お問い合わせ先]農村振興局地域整備課活性化支援班　03-3501-0814（直通）